

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	小平市 児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、児童扶養手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

小平市長

## 公表日

令和5年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当受給者(申請者)・配偶者・扶養義務者の住民基本台帳情報・所得情報・障害児施設入所情報・年金受給情報等を審査し、児童扶養手当の認定・額改定・証書交付・資格喪失等を行う。</p> <p>小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、審査等に関する事務</li><li>2 児童扶養手当証書に関する事務</li><li>3 額の改定の請求の受理、審査等に関する事務</li><li>4 未支払の手当の請求の受理、審査等に関する事務</li><li>5 各種届出の受理、審査等に関する事務</li><li>6 小平市から他自治体等への住民基本台帳情報、住民税課税情報、公的年金受給状況等の照会</li></ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1 児童福祉システム</li><li>2 団体内統合宛名</li><li>3 中間サーバー</li><li>4 サービス検索・電子申請機能</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の37の項 番号法別表第1の主務省令で定める事項を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>情報提供の根拠</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 項番13、16、26、30、47、64、65、87及び116</li><li>2 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</li></ol> <p>(1) 第12条 (2) 第19条 (3) 第35条 (4) 第36条 (5) 第44条</p> <p>情報照会の根拠</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 番号法第19条第8号及び別表第二 項番57</li><li>2 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条</li></ol>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部 子育て支援課 手当助成担当
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども家庭部 子育て支援課 〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1,333番地 電話 042-341-1211 内線 2546
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども家庭部 子育て支援課 〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1,333番地 電話 042-341-1211 内線 2546

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成28年7月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年1月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年12月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年1月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年12月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	小島 淳生	課長	事後	様式変更のため
平成30年6月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年6月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月21日	IVリスク対策		新規追加のため各項目対応	事後	レイアウト変更のため
令和2年9月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和2年9月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年9月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和3年9月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和4年9月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第7号	番号法 第19条第8号	事後	法の根拠条文変更のため
令和4年9月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和4年9月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年1月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1 児童福祉システム 2 団体内統合宛名 3 中間サーバー	1 児童福祉システム 2 団体内統合宛名 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能	事後	マイナポータルびったりサービスの開始による変更
令和5年1月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	マイナポータルびったりサービスの開始による変更
令和5年1月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	マイナポータルびったりサービスの開始による変更
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	「IVリスク対策」の「項番8.監査」	自己点検	内部監査	事後	監査の変更

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	小平市 児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、児童手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

小平市長

## 公表日

令和5年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法等に基づき、児童手当・特例給付受給者(申請者)、配偶者及び児童等における住民記録情報、税情報及び年金加入情報等により資格審査を行い、児童手当・特例給付の受給認定、手当額決定及び資格消滅等を行う。</p> <p>小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、審査等</li> <li>2 児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、審査等</li> <li>3 未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、審査等</li> <li>4 各種届出の受理、審査等</li> <li>5 官公署等に対する必要な資料の提供等の求め</li> <li>6 小平市から他自治体等への住民税課税情報、公的年金受給状況の照会</li> </ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童福祉システム</li> <li>2 団体内統合宛名</li> <li>3 中間サーバー</li> <li>4 サービス検索・電子申請機能</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の56の項 番号法別表第1の主務省令で定める事項を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>情報提供の根拠</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 項番26、30及び87</li> <li>2 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</li> </ol> <p>(1) 第19条 (2) 第44条</p> <p>情報照会の根拠</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 番号法19条第8号及び番号法別表第2 項番74、75</li> <li>2 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条</li> </ol>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部 子育て支援課 手当助成担当
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども家庭部 子育て支援課 〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1,333番地 電話 042-341-1211 内線 2546
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども家庭部 子育て支援課 〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1,333番地 電話 042-341-1211 内線 2546

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる



## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成28年7月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年1月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年12月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年1月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年12月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	小島 淳生	課長	事後	様式変更のため
平成30年6月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年6月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月18日	IVリスク対策		新規追加のため各項目対応	事後	レイアウト変更のため
令和2年9月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和2年9月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年9月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和3年9月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和3年9月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	番号法 第19条第7号	番号法 第19条第8号	事後	しきい値の見直しによる変更
令和4年9月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和4年9月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年1月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1 児童福祉システム 2 団体内統合宛名 3 中間サーバー	1 児童福祉システム 2 団体内統合宛名 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能	事後	マイナポータルびったりサービスの開始による変更
令和5年1月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	マイナポータルびったりサービスの開始による変更
令和5年1月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	マイナポータルびったりサービスの開始による変更
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	「IVリスク対策」の「項番8.監査」	自己点検	内部監査	事後	監査の変更

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	小平市 ひとり親家庭医療費助成制度に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、ひとり親家庭医療費助成制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

小平市長

## 公表日

令和5年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭医療費助成制度に関する事務
②事務の概要	<p>小平市ひとり家庭の医療費の助成に関する条例に基づき、ひとり親家庭医療費助成制度受給者(申請者)・配偶者・扶養義務者の住民基本台帳情報・所得情報・年金給付情報・障害児施設入所情報等を審査し、ひとり親家庭医療費助成制度の認定・資格喪失等を行う。</p> <p>小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 ひとり親家庭医療費助成制度の認定の請求の受理、審査等に関する事務</li><li>2 医療証の交付・再交付</li><li>3 現金給付</li><li>4 助成費の返還</li><li>5 各種届出の受理、審査等に関する事務</li></ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1 児童福祉システム</li><li>2 団体内統合宛名</li><li>3 中間サーバー</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭医療費助成制度ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第2項 小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条及び別表第1
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法 第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部 子育て支援課 手当助成担当
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども家庭部 子育て支援課 〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1,333番地 電話 042-341-1211 内線 2546
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども家庭部 子育て支援課 〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1,333番地 電話 042-341-1211 内線 2546

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成28年7月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年1月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年12月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年1月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年12月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年6月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第14号	番号法 第19条第8号	事後	法の根拠条文変更のため
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	小島 淳生	課長	事後	様式変更のため
平成30年6月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年6月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月19日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月19日	Ⅳリスク対策		新規追加のため各項目対応	事後	レイアウト変更のため
令和2年9月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和2年9月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年9月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和3年9月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和3年9月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第8号	番号法 第19条第9号	事後	法の根拠条文変更のため
令和4年9月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和4年9月21日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	「Ⅳリスク対策」の「項番8. 監査」	自己点検	内部監査	事後	監査の変更

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	小平市 児童育成手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、児童育成手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

小平市長

## 公表日

令和5年9月30日



# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童育成手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>小平市児童育成手当条例に基づき、児童育成手当受給者(申請者)・配偶者・扶養義務者の住民基本台帳情報・所得情報・障害児施設入所情報等を審査し、児童育成手当の認定・額改定・資格喪失等を行う。</p> <p>小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 児童育成手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、審査等に関する事務</li><li>2 額の改定の請求の受理、審査等に関する事務</li><li>3 未支払の手当の請求の受理、審査等に関する事務</li><li>4 各種届出の受理、審査等に関する事務</li></ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1 児童福祉システム</li><li>2 団体内統合宛名</li><li>3 中間サーバー</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
児童育成手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第2項 小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条及び別表第1
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法 第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部 子育て支援課 手当助成担当
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども家庭部 子育て支援課 〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1,333番地 電話 042-341-1211 内線 2546
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども家庭部 子育て支援課 〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1,333番地 電話 042-341-1211 内線 2546

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成28年7月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年1月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年12月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年1月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年12月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年6月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第14号	番号法 第19条第8号	事後	法の根拠条文変更のため
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	小島 淳生	課長	事後	様式変更のため
平成30年6月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年6月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月19日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月19日	Ⅳリスク対策		新規追加のため各項目対応	事後	レイアウト変更のため
令和2年9月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和2年9月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年9月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和3年9月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和3年9月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第8号	番号法 第19条第9号	事後	法の根拠条文変更のため
令和4年9月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和4年9月21日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	Ⅳリスク対策]の「項番8.監査」	自己点検	内部監査	事後	監査の変更

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	小平市 乳幼児医療費助成制度に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、乳幼児医療費助成制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

小平市長

## 公表日

令和5年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	乳幼児医療費助成制度に関する事務
②事務の概要	<p>小平市乳幼児の医療費の助成に関する条例に基づき、乳幼児医療費助成制度申請者・配偶者の住民基本台帳情報・所得情報・障害児施設入所情報等を審査し、乳幼児医療費助成制度の認定・資格喪失等を行う。</p> <p>小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 乳幼児医療費助成制度の認定の請求の受理、審査等に関する事務</li><li>2 医療証の交付・再交付</li><li>3 現金給付</li><li>4 助成費の返還</li><li>5 各種届出の受理、審査等に関する事務</li></ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1 児童福祉システム</li><li>2 団体内統合宛名</li><li>3 中間サーバー</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
乳幼児医療費助成制度ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第2項 小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条及び別表第1
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法 第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部 子育て支援課 手当助成担当
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども家庭部 子育て支援課 〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1,333番地 電話 042-341-1211 内線 2546
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども家庭部 子育て支援課 〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1,333番地 電話 042-341-1211 内線 2546

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成28年7月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年1月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年12月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年1月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年12月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年6月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第14号	番号法 第19条第8号	事後	法の根拠条文変更のため
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	小島 淳生	課長	事後	様式変更のため
平成30年6月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年6月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月19日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月19日	Ⅳリスク対策		新規追加のため各項目対応	事後	レイアウト変更のため
令和2年9月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和2年9月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年9月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和3年9月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和3年9月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第8号	番号法 第19条第9号	事後	法の根拠条文変更のため
令和4年9月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和4年9月21日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	Ⅳリスク対策」の「項番8.監査」	自己点検	内部監査	事後	監査の変更

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	小平市 義務教育就学児医療費助成制度に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、義務教育就学児医療費助成制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

小平市長

## 公表日

令和5年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	義務教育就学児医療費助成制度に関する事務
②事務の概要	<p>小平市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例に基づき、義務教育就学児医療費助成制度申請者・配偶者の住民基本台帳情報・所得情報・障害児施設入所情報等を審査し、義務教育就学児医療費助成制度の認定・資格喪失等を行う。</p> <p>小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 義務教育就学児医療費助成制度の認定の請求の受理、審査等に関する事務</li><li>2 医療証の交付・再交付</li><li>3 現金給付</li><li>4 助成費の返還</li><li>5 各種届出の受理、審査等に関する事務</li></ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1 児童福祉システム</li><li>2 団体内統合宛名</li><li>3 中間サーバー</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
義務教育就学児医療費助成制度ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第2項 小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条及び別表第1
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法 第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部 子育て支援課 手当助成担当
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども家庭部 子育て支援課 〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1,333番地 電話 042-341-1211 内線 2546
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども家庭部 子育て支援課 〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1,333番地 電話 042-341-1211 内線 2546

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成28年7月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年1月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年12月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年1月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年12月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年6月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第14号	番号法 第19条第8号	事後	法の根拠条文変更のため
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	小島 淳生	課長	事後	様式変更のため
平成30年6月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年6月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月19日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月19日	Ⅳリスク対策		新規追加のため各項目対応	事後	レイアウト変更のため
令和2年9月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和2年9月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年9月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和3年9月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和3年9月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第8号	番号法 第19条第9号	事後	法の根拠条文変更のため
令和4年9月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和4年9月21日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	Ⅳリスク対策]の「項番8.監査」	自己点検	内部監査	事後	監査の変更

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務【令和4年6月30日終了】基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

小平市長

## 公表日

令和5年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子育て世帯への臨時特別給付金給付事務
②事務の概要	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づき、対象者について支給事務を行う。事務の流れとしては、次のとおり。 ①対象となる方から個人番号の記載された各種申請書を受理する。 ②住民基本台帳に関する情報や地方税の賦課に関する情報を個人番号を用いて照会する。 ③取得した特定個人情報については、子育て世帯臨時特別給付金台帳に記録し、申請書を5年間保管する。 ④収集した特定個人情報を基に審査を行い、子育て世帯臨時特別給付金を支給または不支給結果を通知する。 ⑤子育て世帯への臨時特別給付金を交付(支給)
③システムの名称	児童福祉システム、団体内統合宛名、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
R3子育て世帯臨時特別給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第九条第1項、別表第一 第101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第七十四条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第十九条第8号及び別表第二の121 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども家庭部 子育て支援課 〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1,333番地 電話 042-341-1211 内線 2546
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども家庭部 子育て支援課 〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1,333番地 電話 042-341-1211 内線 2546



## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない





# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	小平市 高校生等医療費助成制度に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、高校生等医療費助成制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

小平市長

## 公表日

令和5年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高校生等医療費助成制度に関する事務
②事務の概要	<p>小平市高校生等の医療費の助成に関する条例に基づき、高校生等医療費助成制度申請者・配偶者の住民基本台帳情報・所得情報・障害児施設入所情報等を審査し、高校生等医療費助成制度の認定・資格喪失等を行う。</p> <p>小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 義務教育就学児医療費助成制度の認定の請求の受理、審査等に関する事務</li><li>2 医療証の交付・再交付</li><li>3 現金給付</li><li>4 助成費の返還</li><li>5 各種届出の受理、審査等に関する事務</li></ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1 児童福祉システム</li><li>2 団体内統合宛名</li><li>3 中間サーバー</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
高校生等医療費助成制度ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第2項 小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第3条及び別表第1
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法 第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部 子育て支援課 手当助成担当
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども家庭部 子育て支援課 〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1,333番地 電話 042-341-1211 内線 2546
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども家庭部 子育て支援課 〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1,333番地 電話 042-341-1211 内線 2546

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない



